別表八の二
5欄及び25欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で28欄に記載された金額がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表八の二　平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

完全子法人株式等に係る受取配当等の額（21の計）			1	円	関係法人株式等	負債利子の計算	総資産価額（17の計）	8	円
関係法人株式等	受取配当等の額（24の計）		2				期末関係法人株式等の帳簿価額（18の計）	9	
	負債利子等の額の計算	当期に支払う負債利子等の額	3				受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7)×(9)/(8)	10	
		連結法人に支払う負債利子等の額	4		その他株式等		受取配当等の額（28の計）	11	
		特別利子の額	5			負債利子の計算	期末その他株式等の帳簿価額（19の計）＋（20の計）	12	
		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額（別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」）	6				受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7)×(12)/(8)	13	
		差引金額 (3)－(4)－(5)－(6)	7						

5欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例（当年度実績により負債利子の額を計算する場合）を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の104第1項」
②区分番号に、「10276」
③適用額欄に、当該別表八の二5欄の金額（円単位）を記載してください

総資産価

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等
	15	16
前期末現在額	円	円
当期末現在額		
計		

25欄

特定株式投信信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の103」
②区分番号に、「10275」
③適用額欄に、当該別表八の二25欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で28欄に記載のある金額の合計額（円単位）
を記載してください

受取配当等の額の明細

			受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額
				21
			・　・ ・　・	円
			・　・ ・　・	
計				

			受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (22)－(23)
			22	23	24
			円	円	円
計					

その他株式等	株式等を保有する連結法人の名称	株式等の発行法人の名称又は銘柄	本店の所在地（証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別）	受取配当等の額（その収入額×100、50又は25/100）	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (26)－(27)
			25	26	27	28
				円	円	円
	計					

個別帰属額の計算

連結法人名		個別帰属額 (32)＋(36)＋(40)	29	円

完全子法人株式等			関係法人株式等			その他株式等		
受取配当等の額 (1)	30	円	受取配当等の額 (2)	33	円	受取配当等の額 (11)	37	円
受取配当等の益金不算入額 (30)	31		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (10)	34		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (13)	38	
(31)×(21)のうち当該連結法人分/(21の計)	32		受取配当等の益金不算入額 (33)－(34)	35		受取配当等の益金不算入額 ((37)－(38))×50%	39	
			(35)×(22)のうち当該連結法人分/(22の計)	36		(39)×(26)のうち当該連結法人分/(26の計)	40	

法　0301－0800－02